

## 第4節 地震・津波水防対策の実施

地震・津波水防対策の実施

総括班      都市整備班  
産業振興班

### 【基本方針】

大規模な地震が発生した場合、河川堤防等の被害、津波や河川増水に伴うはん濫等の水害が予想されるため、これを警戒・防御し、被害を軽減するための水防体制を確立して水防活動を行うこととする。

### 1. 実施内容

市における水防組織、活動及び予警報の伝達等については、「水防計画」及び一般災害対策：第III編第2章第5節「水防計画」の定めるところによる。

なお、東日本大震災では、住民の津波避難誘導や防潮堤の緊急樋門操作のため、自主防災組織の組織員や消防団員が少なからず大津波の被害に遭遇して犠牲となった。

市はこれらの災害教訓をもとに、地震・津波水防対策実施に際しては津波の規模・到達予想時間等の正確な情報を収集し伝達することや応急対策実施時には必ず海面監視員を配置するなどして、住民や班員並びに消防団等の人命の安全確保を徹底する。

### 2. 応援協力関係

#### (1) 県への応援の要請

市は、単独で水防活動の実施が困難な場合は、他の水防管理団体、または県に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請するものとする。

#### (2) 自衛隊への応援要請

県は、水防管理団体（市）からの応援要請事項の実施が困難な場合や、その他必要があると認めた場合は、陸上自衛隊等に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請するものとする。